

札障第3058号

平成26年(2014年)9月25日

指定特定(障害児)相談支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

嶋 内 明

### 計画相談支援・障害児相談支援Q&A集の送付について

日頃から、札幌市の障がい福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、計画相談支援及び障害児相談支援につきましては、業務の進め方についての問合せが非常に多くなっておりますが、これまでの問い合わせのうち、主なものを取りまとめた標記Q&Aを別紙のとおり送付いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課  
担当：今井 TEL011-211-2938 FAX011-218-5181  
E-mail [sapporo\\_jiritsushien@city.sapporo.jp](mailto:sapporo_jiritsushien@city.sapporo.jp)

## 計画相談支援・障害児相談支援Q&A集

※ 用語の定義は、マニュアルによる。

番号	分類	質問	回答
1	対象者要件	移動支援、地域活動支援センター又は地域共同作業所のみを利用する場合、利用計画案は必要か。	これらのサービスは障害福祉サービス等に含まれないため、提出は不要。
2	対象者要件	特別支援学校等に在籍し、翌春に卒業を控えている者が、夏・冬休みの長期休暇中に障害福祉サービスの体験利用を行う場合も利用計画案は必要か。	必要(セルフプランの提出も可)。
3	申請	新たに障害福祉サービス等を追加し、最長のサービス有効期間終期が変更となる場合、計画相談支援等の変更申請は必要か。	不要。計画相談支援等については、区役所が職権で有効期間終期を最長のサービスに合わせる。
4	計画作成	グループホーム入居者など、居住地特例により、現住所と支給決定を行う市町村が異なる場合、利用計画案の作成はどちらに所在する指定特定相談支援事業者等が行うのか。	サービス利用後のモニタリングの実施を考慮すると、現住所やその近郊の事業者に依頼するのが望ましい。
5	計画作成	計画相談支援等の契約事業者を変更する場合、区役所に提出すべき書類はどのようなものがあるか。	計画相談支援等依頼(変更)届出書及び契約内容報告書の提出が必要となる。上限額管理している場合は、利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届の提出も必要。
6	計画作成	セルフプランの作成は本人でなければならないか。	指定特定相談支援事業者等以外が作成する利用計画案がセルフプランとされており、本人のほか、家族や支援者が作成することも可能(本人の申出による支援者の代筆も可)。
7	計画作成	計画相談支援等の有効期間内に、利用者が指定特定相談支援事業者等の契約を終了し、新たな事業者との契約を行わない場合、セルフプランの提出が必要となるか。	不要。事業者との契約終了後も利用計画自体は有効である。計画相談支援の有効期間内に、サービスの新規・変更・更新申請を行う場合には、利用計画案またはセルフプランの提出が必要となる。
8	計画作成	複数の障害福祉サービス等を併給する者が、一部のサービスを辞退した場合、再度、利用計画案及び利用計画を作成する必要はあるか。	不要。利用計画案及び利用計画が必要となるのは、障害福祉サービス等の申請を行う場合。それ以外で提出が必要となるのは、モニタリング期間の変更を行う場合利用計画の提出を要する。
9	計画作成	利用計画案及び利用計画は、利用予定の障害福祉サービス等事業者にも提供する必要はあるか。	案の段階では不要。サービス担当者会議を経て、本人の同意を得た利用計画を障害福祉サービス等事業者に提供することとなる。
10	計画作成	利用計画は、障害福祉サービス等事業者のほか、ボランティアなどの公的ではない支援者にも提供する必要はあるか。	提供する場合は文書で利用者の同意を得なければならない。(サービス提供開始時に包括的な同意を得ておくことで足りる。)
11	計画作成	サービス担当者会議において配布した資料は、会議終了後、都度回収する必要があるか。	資料配布の有無にかかわらず、個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書で利用者の同意を得ることが必要。
12	計画作成	利用計画案及び利用計画には、利用者に開示することが好ましくない情報についても記載しなければならないか。	利用計画案及び利用計画は本人に交付すべきものであり、本人に開示することを前提に作成されたい。
13	計画作成	利用計画案及び利用計画の作成にあたり、必要があれば指定特定相談支援事業者等も区役所から利用者の障害支援区分に係る情報提供を受けることは可能か。	利用者の同意があれば可能(障害福祉サービス等支給決定情報提供申出書による)。
14	計画作成	就労継続支援と生活介護などを日中活動系サービスを併給し、利用する曜日の都合から、毎月支給量を変更する場合は、都度、利用計画案及び利用計画の作成が必要か。	実態としてサービスの利用状況に変更はないため、利用計画案及び利用計画の作成は不要とする。
15	計画作成	障害福祉サービス等の支給量変更を伴わず、区役所が職権で障害支援区分を再認定する場合、利用計画案及び利用計画の提出は必要となるか。	障害福祉サービス等の申請が無いため不要。
16	計画作成	障害福祉サービス等の更新・変更申請の場合、新規申請と比較し、提出が必要となる利用計画案及び利用計画の様式に違いはあるのか。	更新・変更申請の場合も、新規申請と同様の様式を提出する必要がある。

番号	分類	質問	回答
17	計画作成	介護給付と訓練等給付を併せて申請する場合、障害支援区分認定の時期の都合から、それぞれの支給決定の時期が異なる場合、利用計画案は2回提出することになるか。	訓練等給付に係る利用計画案及び利用計画を提出し支給決定を受け、障害支援区分認定後、あらためて介護給付も含めた利用計画案及び利用計画を提出する。
18	計画作成	支給量の変更は伴わず、障害福祉サービス等の利用先事業者を追加する場合、あらためて利用計画案及び利用計画を作成する必要はあるか。	障害福祉サービス等の申請を要しない場合は軽微な変更として、利用計画案及び利用計画の作成・提出は要しない。なお、モニタリング期間の変更を行う場合は、新たな利用計画の提出を要する。(←No.10と同様)
19	計画作成	訓練等給付において、暫定支給決定から本支給決定に移行する際に利用計画案及び利用計画の作成は不要とされているが、暫定支給決定時に提出する利用計画案及び利用計画は、本支給決定も踏まえた内容とすることで良いか。	良い。この場合、本支給決定時に計画相談支援の有効期間を区役所が職権で延長する。
20	計画作成	サービス担当者会議は必ず開催しなければならないのか。	その他の方法により障害福祉サービス事業者等との調整が図られる場合は、開催しなくても良い。
21	計画作成	利用計画案を区役所に提出する期限である「障害支援区分認定の通知の日から7日」とは、具体的にいつを指すのか。	認定結果通知が本人に届いてから7日以内。
22	計画作成	利用計画案の作成や利用者からの署名を得るにあたり、利用者宅の訪問は必須となるか。	本人の生活状況を把握するために訪問が原則となるが、署名を得るのみであれば、郵送のやり取りも可。
23	計画作成	利用計画案の中に、家事援助による買い物同行など、報酬算定の対象とならないものが記載されている場合、事業者に修正を求める必要があるか	必要。
24	計画作成	セルフプランを提出し支給決定を受けた者が、相談支援事業者が作成する利用計画案の提出を行うことは可能か。	支給決定後は次のサービス更新申請・変更申請時まで利用計画案は提出できない。
25	計画作成	利用計画案やモニタリングなどの署名欄は、記名押印では認められないのか。	書面で本人の同意を得ることを徹底する観点から、様式においては署名を求めているところであるが、本人の障がいの状態などやむを得ない事情がある場合は記名押印も可とする。
26	計画作成	アセスメント結果の記録は必須か。また、必須とした場合、規定の様式や区役所への提出義務はあるか。	利用計画案及び利用計画作成のためアセスメントは必須のものであり、記録を残すことも必要。なお、様式は任意とし、区役所への提出は要しない。
27	計画作成	月途中から有効期間が開始する障害福祉サービス等の新規決定を行った場合、サービス利用支援費は翌月を提供月として算定してよいか。	提供月はサービス利用開始月が基本であるが、やむを得ず次月に利用者の同意を得た場合は次月が提供月となる。
28	契約	月途中に指定特定相談支援事業者等を変更することは可能か。また、新しい事業者は利用計画案及び利用計画を提出するのか。	事業者の変更は可能。また、事業者の変更によって新たな利用計画等を提出することはない。なお、新旧事業者が同月にそれぞれモニタリングを行った場合、給付費を請求できるのは新しい事業者のみ。
29	契約	障害福祉サービス等の支給量の変更に合わせ、利用計画案及び利用計画を新たに作成した場合、計画相談支援等に係る契約内容報告書は再提出が必要か。	計画相談支援等の契約内容に変更は生じないため不要。
30	契約	計画相談支援と障害児相談支援の利用契約書については、各指定特定相談支援事業者等がそれぞれ個別に様式を定めることとされているが、重要事項説明書も同様の対応が必要か。	契約書と同様、重要事項説明書についてもサービス毎に作成することが望ましい。
31	契約	障害福祉サービス等の更新に合わせ、計画相談支援等の契約内容報告書も区役所に提出しなければならないか。	障害福祉サービス等の更新に伴い、計画相談支援等も更新される場合は提出が必要となる。
32	契約	契約内容報告書の契約期間始期については、実際に契約を行った日を記載するか。	実際に契約を行った日を記載する。なお、区で契約内容をシステム入力する際、契約期間始期が計画相談支援の有効期間始期より以前の場合は、便宜的に計画相談支援等の有効期間始期を入力する。

番号	分類	質問	回答
33	モニタリング	本人都合により予定の月にモニタリングを実施できなかった場合、予定月以外に実施しても良いか。	予定月に実施できなかった理由を記録したうえで、他の月に実施することは可能。ただし、結果的に月2回のモニタリングとなった場合、請求できるのは1回分のみ。
34	モニタリング	モニタリング実施月に利用者が入院していた場合も実施しなければならないか。	入院したことで、直ちにモニタリングの対象外とはならないため、面談等が出来ないような心身の状況である場合を除き、実施する必要がある。
35	モニタリング	単身生活をしており、障害支援区分が一定以上の場合であっても、自身である程度サービス利用調整を出来る場合は、モニタリングを毎月実施としなくても良いか。	マニュアルに規定した一定の条件を満たし、かつ事業者が必要と判断した場合に、事業者は毎月モニタリングを行うものである。
36	モニタリング	短期入所の支給決定者など、当面、サービス利用の予定が無い場合、モニタリングは実際にサービスを利用開始した後でも良いか。	利用の有無に関わらず、有効期間終期から逆算した予定月に実施する必要がある。
37	モニタリング	モニタリング報告書は、区役所に提出しなければならないか。	必須としておらず、支給決定の変更や更新などで区役所から求められた場合にのみ提出する。
38	モニタリング	単身者としてモニタリングを毎月実施している利用者については、障害福祉サービス等の支給決定更新後も毎月実施としても良いか。	心身の状況に変化がなく、更新後も毎月のモニタリングが必要と認められるのであれば可能。
39	モニタリング	計画相談支援等の有効期間終期には、必ずモニタリングを行わなければならないのか。	モニタリングを経たうえで新たな利用計画案の作成を行うこととなるため、必ず実施する必要がある。
40	モニタリング	相談支援専門員が障害福祉サービス等提供事業所の支援員等も兼務する場合、当該利用者に対して、利用計画案・利用計画の作成及びモニタリングの実施は可能か。	利用計画案及び利用計画の作成は可能だが、モニタリングの実施は不可とされており、別の相談支援専門員が行うこととなる。
41	上限管理	指定特定相談支援事業者等が利用者負担上限月額額の管理を行うのは、どのような利用者か。	モニタリングの頻度が毎月の利用者（新規支給決定者で障害福祉サービス等の利用開始から3か月のみ毎月実施する場合及び居住系サービス利用者を除く）。
42	上限管理	指定相談支援事業者等が利用者負担上限月額額の管理を行う場合、「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」はいつ提出することになるか。	利用計画案の提出時に契約内容報告書等と併せて提出する。なお、支給決定後、契約事業者の変更と併せて上限月額額の管理も行う場合はこの限りではない。
43	請求	サービスの申請の時期が異なった場合などで、結果的にひと月の間に2回、利用計画を作成したとき、報酬は2回分請求できるか。	不可。ひと月における請求は1回分のみ。
44	請求	介護保険サービスと障害福祉サービスを併せて利用する場合、計画相談支援等に係る報酬は一律減算となるのか。	介護保険サービスのケアプランと障害福祉サービスの利用計画案及び利用計画を作成する相談支援専門員が同一でなければ減算とはならない。
45	請求	利用計画案及び利用計画を提出した結果、障害福祉サービス等が却下となった場合、計画相談支援等の報酬は請求できるか。	申請したすべての障害福祉サービス等が却下になった場合、計画相談支援等の報酬は請求できない。
46	請求	モニタリングを実施した結果、障害福祉サービス等の支給決定の変更が必要となり、新たに利用計画案及び利用計画を作成した場合、継続サービス利用支援とサービス利用支援双方の請求が可能か。	サービス利用支援のみの請求となる。
47	請求	毎月モニタリング実施予定の利用者で、利用計画に同意をもらうのが次の月にずれ込んだ場合、サービス利用支援費の請求と継続サービス利用支援費の請求は同月で行っても良いか。	利用計画に同意をもらった時点で算定可能であり、その後、同月にモニタリングも行った場合、両方の請求を同月に行っても良い。
48	その他	指定特定相談支援事業者等における相談支援専門員には、どのような資格要件が設けられているか。	一定年数（職務資格により5年または10年）の相談業務の経験と、都道府県が実施する「相談支援従事者研修（基礎研修）」の受講が要件となる。
49	その他	相談支援専門員以外の、いわゆる事務補助職員は、相談支援専門員の業務をどこまで代行してよいか。	担当者会議の開催に係る連絡調整や関係書類の作成などの補助業務を想定している。利用者と直接面談を行うことなどは業務範囲外。